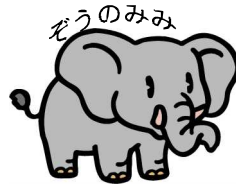


みみより情報

宇治久世教職員組合 生活権利部発行 44-6191



2006/7/18

【組合加入申込書】

わたしも組合に加入します。

学校名 _____

名前 _____

✂ お近くの組合員まで！

研修と休養、どちらも大切！

～ 夏期休業中の勤務について～

宿泊施設利用事業は元に戻りました

◆夏季休暇

- ・ 7月1日～9月30日までの間に3日間
- ・ いつ、どんなふうにも(1日単位・半日単位)取るかは各個人で決めることができる
- ・ 昨年からの非常勤講師にも拡充！

ボランティア休暇

- ・ 年間6日間
- ・ PTA、子ども会、自治会の活動も対象
- ・ 特休申請書 + ボランティア計画書を1週間前までに学校長に提出

◆生理休暇

- ・ 1回2日以内(「予定」でも取れる)


◆年休をおおいに取ろう

- ・ 次年に繰り越せる年休は20日間です
- ・ 出勤簿をみれば残りの年休日数がわかります。計画的に年休を取りましょう。

◆厚生事業に参加

- ・ 共済組合の事業(人間ドックや乳ガンなどの検診)は専免
- ・ 人間ドックの「検査結果の説明」、「要再検査」、「要精密検査」判定の場合の「受検」も専免

◆宿泊施設利用事業

- ・ 1泊本人4000円の補助(3泊まで)
- ・ すべての有料施設(国内・国外)で専免措置
- ・ 夏季、冬季、春季の各休業期間中にそれぞれ4日以内、1年度6日以内
- ・ 永年組合員(25年)長期勤続者(10,20,30年目)は旅行の「利用券(5000円×2)」が発行され、永年3日、長期2日の専免が認められています。
- * 詳しくは組合まで

研修は教職員の本務です！

“教育公務員特例法第21条”では、「その職責を遂行するために、たえず研究と修養に努めなければならない」とされています。

そして、「授業に支障のない限り」「勤務場所を離れて研修を」行うことができます。(同22条)

今年の夏も全国でたくさんの研究集会が開催されます。大いに研修をすすめましょう。
(京都教育7月10日号に一覧が載っています)

夏期休業中は自主的な研修ができ、健康が回復できるチャンスです！

◆勤務時間は長期休業中も同じです

- ・宇治市・城陽市・久御山町で勤務する教職員の勤務時間は、3地教委と宇治久世教組との協定により以下のように決められています。

勤 務	休 息	休 憩	休 息
-----	-----	-----	-----

- ・勤務時間の割り振りは、1年間通してのものです。季節によって勝手に変更するものではありません。変更するには、組合との協議と合意が必要です。

	休 息	休 憩
豆 知 識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与条例・規則で勤務時間 4 時間につき 15 分間保障。 ・ 給与対象時間内。 ・ 勤務場所拘束有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労基法・給与条例に基づき 勤務時間 6 時間を超える場合 45 分間保障。 ・ 給与対象時間外。 ・ 勤務場所拘束無。
勤務から解放される時間（仕事をさせてはならない時間）としては共通		

- ・ さらに、3地教委と宇治久世教組との「覚書」で、退勤時間は次のように決められています。

通常午前 8 時 30 分始業の場合、勤務に支障のない限り午後 4 時に、職場を離れてもよいこととする。

国家公務員は 7 月から「休息時間の廃止、休憩時間の見直し」がされています。

またまた賃金がたいへんです！

昨年度「給与構造の大改悪」が行われましたが、まだまだこれで終わりではありません。政府・与党は、今年度「人材確保法」での優遇分 2.76 % を削減、さらに人事院の「官民比較方法の見直し」で 1.4 % を削減、合わせて 4 % 以上の賃金ダウンをねらっています。



41万円の給与(平均)の場合17,000円以上の賃金ダウンになってしまいます。

教職員組合は教職員の生活と権利を守るため、さまざまな運動を進めています。
あなたもぜひ組合へ。